

## 議 事 日 程

- |       |        |  |  |
|-------|--------|--|--|
| 日程第 1 |        |  | 会議録署名議員の指名について                                 |
| 日程第 2 |        |  | 会期の決定について                                      |
| 日程第 3 |        |  | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明                              |
| 日程第 4 | 報告第 1号 |  | 株式会社生田原振興公社の経営状況報告について                         |
| 日程第 5 | 報告第 2号 |  | 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について                        |
| 日程第 6 | 報告第 3号 |  | 株式会社フォーレストパークの経営状況報告について                       |
| 日程第 7 | 報告第 4号 |  | 平成22年度遠軽町一般会計繰越明許費について                         |
| 日程第 8 | 報告第 5号 |  | 平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計繰越明許費について                  |
| 日程第 9 | 承認第 1号 |  | 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度遠軽町一般会計補正予算第9号）        |
| 日程第10 | 承認第 2号 |  | 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度遠軽町老人保健特別会計補正予算第2号）    |
| 日程第11 | 承認第 3号 |  | 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度遠軽町一般会計補正予算第10号）       |
| 日程第12 | 承認第 4号 |  | 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第6号）  |
| 日程第13 | 承認第 5号 |  | 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号） |
| 日程第14 | 承認第 6号 |  | 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算第4号）    |
| 日程第15 | 諮問第 1号 |  | 人権擁護委員候補者の推薦について                               |
| 日程第16 | 議案第 1号 |  | 表彰について   |
| 日程第17 | 議案第 2号 |  | 遠軽町社会教育中期計画策定委員会条例の制定について                      |
| 日程第18 | 議案第 3号 |  | 遠軽町税条例の一部改正について                                |
| 日程第19 | 議案第 4号 |  | 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について                          |
| 日程第20 | 議案第 6号 |  | 遠軽町体育館条例等の一部改正について                             |
| 日程第21 | 議案第 5号 |  | 遠軽町公営バスに関する条例の一部改正について                         |
| 日程第22 | 議案第 7号 |  | 平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）                         |
| 日程第23 | 議案第 8号 |  | 平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                   |
| 日程第24 |        |  | 一般質問   |
| 日程第25 | 議案第 9号 |  | 工事請負契約の締結について（平成23年度あけぼの団地公営住宅建替工事（3号棟）（建築主体）） |

- 日程第26 議案第10号 工事請負契約の締結について（平成23年度遠軽小学校給食施設新築工事（建築主体））
- 日程第27 議案第11号 工事請負契約の締結について（平成23年度遠軽小学校給食施設新築工事（設備））
- 日程第28 議案第12号 工事請負契約の締結について（平成23年度南小学校大規模改修工事（建築主体））
- 日程第29 議案第13号 工事請負契約の締結について（平成23年度ジオパーク拠点施設整備工事）
- 日程第30 議案第14号 財産の取得について（平成23年度遠軽町公営バス購入）
- 日程第31 議案第15号 財産の取得について（平成23年度13t級除雪ドーザ購入）
- 日程第32 議案第16号 財産の取得について（平成23年度戸籍電算システム機器等購入）
- 日程第33 議案第2号 遠軽町社会教育中期計画策定委員会条例の制定について（付託案件）（総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第34 意見案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成24年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書
- 日程第35 意見案第2号 地方財政の充実を求める意見書
- 日程第36 意見案第3号 国のエネルギー政策の抜本的な見直しを求める意見書
-

## 平成 23 年第 2 回

### 遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 23 年 6 月 14 日（火）午前 10 時 00 分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名について                                     |
| 日程第 2  |         | 会期の決定について  |
| 日程第 3  |         | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明                                  |
| 日程第 4  | 報告第 1 号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況報告について                             |
| 日程第 5  | 報告第 2 号 | 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について                            |
| 日程第 6  | 報告第 3 号 | 株式会社フォーレストパークの経営状況報告について                           |
| 日程第 7  | 報告第 4 号 | 平成 22 年度遠軽町一般会計繰越明許費について                           |
| 日程第 8  | 報告第 5 号 | 平成 22 年度遠軽町公共下水道事業特別会計繰越明許費について                    |
| 日程第 9  | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算第 9 号）        |
| 日程第 10 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度遠軽町老人保健特別会計補正予算第 2 号）    |
| 日程第 11 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算第 10 号）       |
| 日程第 12 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第 6 号）  |
| 日程第 13 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号） |
| 日程第 14 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算第 4 号）    |
| 日程第 15 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                                   |
| 日程第 16 | 議案第 1 号 | 表彰について   |
| 日程第 17 | 議案第 2 号 | 遠軽町社会教育中期計画策定委員会条例の制定について                          |
| 日程第 18 | 議案第 3 号 | 遠軽町税条例の一部改正について                                    |
| 日程第 19 | 議案第 4 号 | 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について                              |

《平成 23 年 6 月 14 日》

- 日程第20 議案第 6号 遠軽町体育館条例等の一部改正について  
 日程第21 議案第 5号 遠軽町公営バスに関する条例の一部改正について  
 日程第22 議案第 7号 平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）  
 日程第23 議案第 8号 平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◎出席議員（18名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
	5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
	7番	岩上孝義君	8番	山田和夫君
	9番	岩澤武征君	10番	杉本信一君
	11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
	13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
	15番	奥田稔君	16番	高橋義詔君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	佐藤優君
民生部参与	石川弘美君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	松橋行雄君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	鈴木光男君
農政林務課長	安藤清貴君	商工観光課長	大河原忠宏君
建設課長	中川原英明君	建設課参事	山本善宏君
水道課長	岸野博美君	会計管理者	松本妙子君
生田原総合支所長	岡村宏君	丸瀬布総合支所長	工藤敏広君

《平成23年6月14日》

白滝総合支所長	池田博利君	教 育 長	河原英男君
教 育 部 長	橋本健一君	教 育 部 次 長	藤江敏博君
社会教育課長	中村哲男君	社会体育課長	工藤重雄君
図 書 館 長	佐川哲史君	総務課参事	藤本陽一君
監査委員事務局長	吉田博之君	農業委員会事務局長	安江陽一郎君
選挙管理委員会事務局長	吉田博之君		

---

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事 務 局 主 幹	河本伸二君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

---

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成23年第2回遠軽町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告をいたします。

ただいまの出席議員は、18人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成22年度及び平成23年度例月出納検査の結果、教育委員会の活動状況及び点検・評価報告、水道料金の債権放棄の報告、議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第24までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、林議員、奥田議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋義詔議会運営委員長。

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成23年第2回遠軽町議会定例会の会期につきましては、6月8日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月17日までの4日間と決定いたしました。

なお、6月15日は、祭典行事のため休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月16日午後5時までに事務局へ提出されるよう、お願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月17日までの4日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月17日までの4日間と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成23年第2回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中を御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、第1回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

3月11日に発生しました東日本大震災により亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました方々には、心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

遠軽町の対応につきましては、被災者への支援として、3月18日、遠軽町社会福祉協議会や遠軽町自治会連絡協議会など、多くの団体の御協力をいただき、「東日本大震災遠軽町復興支援会」を発足させ、5月末現在、317件、約2,825万円の義援金が寄せられ、日本赤十字社などを通じて届けられているところであります。

また、支援物資の取り組みとして、町の備蓄用災害毛布や町民の皆さんから提供いただいたカップめんや粉ミルクなどを送るとともに、オホーツク総合振興局と管内18市町村で結成した「オホーツク絆プロジェクト」において、被災地の方々とオホーツク管内市町村とのきずなを深めるため、その支援活動の第1弾として、5月27日から30日の4日間で、宮城県東松島市などへオホーツクの特産品を届ける取り組みを、遠軽物産協会の御協力の中で実施したところでありまして、こうした多くの町民の皆様の温かいお心遣いに対しまして、深く感謝を申し上げます。

《平成23年6月14日》

また、4月24日には、震災の翌日に遠軽駐屯地を出発し、岩手県宮古市で応急復旧活動を行っている陸上自衛隊第25普通科連隊の隊員への激励とあわせて、宮古市長との懇談を行い、被災の状況などの報告を受け、被災者の受け入れを初めとした支援協力を約束してまいりました。

町としての受け入れ支援としては、公営住宅などの町有施設、仮設住宅設置可能箇所などを登録していますが、現在のところは入居や具体的要請までには至っておりません。

今後、入居などの要望があった場合には、被災者の要望にこたえながら、安心して生活のできる環境づくりを講じていきたいと考えております。

さらに、人的支援としては、保健師や一般事務職などの職員の派遣希望を募り、全国町村会に登録を行いました。本町に対しては派遣要請がなかったところであります。

次に、文化センター等を考える会についてであります。昨年の10月から現在まで9回開催されており、文化センター等建設の方向性につきましては、老朽化が進んでいる福祉センターを取り壊し、福祉センターの機能を集約して建設するという意見でまとまり、建設場所、ホールの概要及び施設規模について3分科会で議論が進められていると伺っております。

その経過等につきましては、引き続き議会各委員会に報告をさせていただくとともに、広報等により町民の皆様に周知を図ってまいります。

今後、考える会の協議内容を踏まえ、議会とも十分に協議させていただき、建設の是非を決定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、かねてから、国の重要文化財としての指定を受けるべく手続を進めてまいりました白滝遺跡群出土品について、3月18日、国の文化審議会から、重要文化財に指定するよう文部科学大臣に答申があったところであり、間もなく指定される運びとなりました。

白滝遺跡群は、白滝に90カ所以上ある旧石器時代の遺跡の総称で、一部の史跡は平成元年に国に指定されております。

今回の重要文化財の指定は、国内最大級の埋蔵量を誇る黒曜石原産地赤石山山麓に広がる遺跡群から出土した資料で、石器製作過程を示す資料や剥離過程を示す接合資料など、1,858点が指定を受けるものであります。

これらの資料は、4月29日に仮オープンいたしました遠軽町埋蔵文化財センターに収蔵・展示し、広く一般に公開することで、多くの皆様にその技術、美しさに触れていただくとともに、学校の授業での活用や子供たちの体験学習での活用、さらには、考古学研究者、学生などによる調査・研究の資料としても活用していきたいと考えております。

遠軽町埋蔵文化財センターについては、仮オープンから5月6日までのゴールデンウィーク期間中の8日間に743人が入館したところであり、特に、こどもの日には200人を超える入館者を数え、石器づくりや勾玉づくりの体験学習にも期間中134人が参加したところであります。

埋蔵文化財センターは、本町の埋蔵文化財の保存・活用を図る施設として整備されまし

たが、白滝ジオパークのガイダンス施設としての役割も大きいことから、ジオパークと連動した各種事業の展開も行ってまいりたいと考えております。

なお、現在はメーンの展示室でありますギャラリーを中心に整備を行っているところであり、本オープンを7月8日に予定しております。

次に、4月29日に、太陽の丘えんがる公園及び丸瀬布森林公園いこいの森をオープンしたところです。太陽の丘えんがる公園では、虹のひろば管理棟においてオープンイベントを行ったほか、いこいの森では、半年ぶりにSL雨宮21号を運行したところです。本格的な観光シーズンを迎え、入り込み客の増加と経済の活性化が期待されるところです。

6月5日には、丸瀬布平和山公園及び弘政寺の境内において、第39回まるせっぷ藤まつりが開催されました。花の開花におくれはあったものの、当日は久々の好天に恵まれ、町内外から約1万1,000人が訪れ、吹奏楽の演奏や歌謡ショーなどで大いににぎわったところであります。

次に、建設工事の減少で厳しい状況にあります町内建設業者と関連事業者の経済活性化を図るため、遠軽商工会議所が町の助成を受けて実施する「えんがるプレミアム建設券」の発行事業についてであります。5月11日の午前9時から販売を開始し、当日の午前中に販売予定額に達したところでありまして、これらがよい刺激となり、地域経済の活性化につながることを期待しているところであります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号から報告第3号までにつきましては、株式会社生田原振興公社、株式会社遠軽農業振興公社及び株式会社フォーレストパークにおけるそれぞれの経営状況について報告を受けましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

報告第4号及び報告第5号につきましては、平成22年度遠軽町一般会計及び平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計の繰越明許費について、それぞれ翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものであります。

承認第1号及び承認第2号の専決処分の承認を求めることにつきましては、医療給付費国庫負担金の確定に伴い、平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）及び平成22年度遠軽町老人保健特別会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

承認第3号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等の確定に伴い、平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

承認第4号の専決処分の承認を求めることにつきましては、国庫支出金、療養給付費交付金、道支出金等の確定に伴い、平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

《平成23年6月14日》

承認第5号の専決処分の承認を求めることにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、平成22年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

承認第6号の専決処分の承認を求めることにつきましては、高額医療合算介護サービス等費等の確定に伴い、平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現委員であります梅原るみ子氏が平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号表彰につきましては、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号遠軽町社会教育中期計画策定委員会条例の制定につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、遠軽町社会教育中期計画の策定について、調査及び審議を行う附属機関を置くため、本条例を制定するものであります。

議案第3号遠軽町税条例の一部改正及び議案第4号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正につきましては、遠軽丸瀬布線の運行区間を延長することにより、利用者の利便性の確保と利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号遠軽町体育館条例等の一部改正につきましては、体育施設等の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）の主なものについて御説明いたします。

歳出につきましては、オホーツク絆プロジェクトにより行う支援活動に係る職員派遣旅費、町営バス遠軽丸瀬布線の運行区間の延長に係る経費、BSEなどの家畜伝染病の防疫対策のため遠軽町家畜自衛防疫組合の家畜車両消毒機器導入に係る補助金、網走建設管理部が実施中の生田原川河川改修工事で設置が予定されている排水工の規模等に係る調査業務委託料、生田原安国地域栄行団地公営住宅設計業務に係る委託料等を計上したところであります。

歳入につきましては、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、繰越金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、目的の基金に積み立てをするものであります。

議案第8号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、ノルディックウォーキング講習会に係る経費を計上したところであります。

以上が本議会に提出いたしました議案の大要であります。

なお、工事請負契約の締結等について追加提案いたしたいと考えておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案の対応につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、第2回遠軽町議会定例会の行政報告と提出案件要旨の説明を終わらせていただきます。

---

#### ◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） 報告第1号地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社生田原振興公社の経営の状況を次のとおり報告いたします。

別紙1が平成22年度の事業報告書、別紙2が平成23年度の事業計画書であります。

それでは、別紙1の第20期（平成22年度）事業報告書から説明いたします。

事業期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

1、事業全般の状況について、要約して報告いたします。

まず、ノースキング入浴利用者についてであります。

各種セット券、ポイントカード等によりリピーターが増加するように努めた結果、年間利用実績は前年に比べ1,337人増の5万6,027人、宿泊利用者につきましては、前年に比べ804人増の9,854人となりました。

次に、ちゃちゃワールド入館利用者につきましては、イベントや企画展を開催するとともに、旅行者への営業、販売促進に努めた結果、年間利用実績は前年に比べ164人増の2万2,853人となりました。

2ページをお開き願います。

売店売り上げ等につきましては、館内の販売だけでなく、えんがる町観光協会や民間業者へ積極的な営業を行い、生キャラメル、チーズケーキ、木の砂場等の販売に努力いたしました。個人消費の低迷が続き、その結果、売店売り上げとその他売り上げを合わせまして4,185万円で、前年と比べ712万円減少となりました。

一般管理費につきましては、原油を初めとする資源価格の高騰等の影響もあり、前年に比べ55万円増の1億2,183万円となり、総体の売り上げは1億4,606万円、経常利益は438万円と減収増益となりました。

以下、年間集客数、役員会等、2、会社の概要、4ページ、株主名簿、5ページ、ノースキング及びちゃちゃワールド館の利用実績については、御参照願います。

《平成23年6月14日》

次に6ページ、貸借対照表について、資産の部より御説明いたします。

流動資産につきましては、現金及び預金から未収金まで合わせて2,494万9,580円。固定資産は、有形固定資産のリース資産と建物で合わせて52万624円。無形固定資産は電話加入権で7万6,440円。投資等は出資金の1万円で、資産合計は2,555万6,644円であります。

次に、負債の部についてであります。流動負債は、買掛金から未払消費税まで合わせて1,375万3,332円で、同額が負債合計でございます。

次に、純資産の部についてであります。株主資本につきましては、資本金3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス1,989万6,688円で、純資産合計は1,180万3,312円であります。

これによりまして、負債・純資産の合計は、資産合計と同額の2,555万6,644円であります。

7ページをお開き願います。損益計算書について御説明いたします。

純売上高は、売上で1億4,605万6,214円。売上原価は、期首棚卸高に仕入を加え、期末棚卸高を差し引いた3,069万6,671円で、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は1億1,535万9,543円あります。

次に、販売費及び一般管理費は、職員給料手当から雑費まで合わせて1億2,182万8,494円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業損失は646万8,951円あります。

営業外収益は、受取利息から住宅家賃収入まで合わせて1,084万7,559円ありますので、営業損失に営業外利益を加えますと、経常利益は437万8,608円あります。

経常利益437万8,608円から法人税等充当額20万6,000円を減じますと、当期純利益は417万2,608円あります。

9ページをお開き願います。

このページは損益計算書売上明細であります。説明は省略いたしますので、御参照願います。

10ページの株主資本等変動計算書についてであります。

資本金の前期末残高は3,000万円、利益準備金170万円については、変動がありませんので、当期末残高と同額であります。その他利益剰余金の繰越利益剰余金は前期末残高マイナス2,406万9,296円、当期純損益金が417万2,608円ありますので、当期末残高はマイナス1,989万6,688円となります。

以上により、株主資本合計は1,180万3,312円となり、純資産合計も同額であります。

11ページをお開き願います。

監査報告書につきましては、記載のとおりですので、お目通し願います。

《平成23年6月14日》

次に、別紙2の第21期（平成23年度）事業計画書について御説明いたします。

事業期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

株式会社生田原振興公社の事業方針であります。

まず、ノースキングにつきましては、平成22年度から24年度までの3年間、指定管理者の指定を受けましたので、協定書に基づき施設の管理運営を行い、宿泊・入浴等の利用促進とサービス向上に努めてまいります。

ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託しておりますので、入館料の徴収業務、企画展の開催のほか、木のおもちゃづくりの指導や物品の販売促進に努めてまいります。

以下、事業方針については、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

3ページをお開き願います。

平成23年度株式会社生田原振興公社の収支計画書について御説明いたします。

まず、収入についてであります。売上は、入浴売上から受取委託料まで1億4,329万9,000円を見込んでおります。営業外収益は、施設維持負担金から雑収入まで1,044万1,000円を見込んで、収入合計を1億5,374万円とした計画となっております。

次に、支出についてであります。仕入は、2,814万円。販売費及び一般管理費は、人件費として職員給料手当から旅費交通費まで4,510万円。維持物件費は、水道光熱費から減価償却費まで合わせて7,235万円。諸費は、交際費から雑費まで734万円を見込み、合わせて1億2,479万円であります。利益を81万円と見込み、支出合計を1億5,374万円とした計画となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

高橋議員。

○16番（高橋義詔君） あそこにレストランがあると思うのですが、レストランの収入はどこに上げられているのか。あるいは家賃収入で入っているのか、売り上げの何パーセントかという形で入っているのか。どこに計上されているのか。マッサージもあると思うのですけれども、マッサージの分もどこに計上されているのか。どういう形で収入になっているのかをお聞かせ願います。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） お答えをさせていただきます。

まず、レストランノースキングの収入の関係でございますけれども、施設維持負担金の中にレストランノースキングの負担金として922万8,000円を計上しております。

（高橋議員より「済みません、何ページですか」と発言あり）8ページ。施設維持負担金、これでございます。それと同じくマッサージにつきましては、この施設維持負担金の

うち12万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 高橋議員の質問に関連して二つばかり聞きたいと思っておりますけれども、6ページのバランスシートですけれども、繰越利益剰余金がマイナス1,900万円を超えております。それから、今、質問がありましたけれども、レストランの部分の家賃収入ですね、営業外収益で上げていますけれども、これが980万円ですね。経常利益が430万円ということは、本来の業務は赤字だけれども、この営業外収益で何とか体面を繕っているという状態なのですから、バランスシートとこの損益計算書、PLを見て、これから問題点をどういうふうにとらえていますか。

それから、もう一つお聞きしたいのは、この株主総会に町からどなたが出席しているかですね。それをあわせてお願いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） ただいま荒井議員から御指摘のありました貸借対照表で、繰越利益剰余金がマイナス1,900万円ほど計上されているということで、今後どのように考えているかということでございますけれども、営業担当のほうでは、会社として繰り越しのマイナスがあるというのは、赤字転落のおそれも当然でございますので、これの解消に努めて、今後、一層営業努力をさせていただきたいという考えでございます。

それと株主総会につきましては、町長の委任を受けまして私が出席をさせていただいております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） それで、総合支所長が株主総会に出て、経営について注文をつけていますか。それとも、ただ黙って、はいはいとうなずいて帰ってくるのでしょうか。注文をつけているとしたら、繰越利益剰余金のマイナスを解消するためにどういうふうな注文をつけているのかもお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） 今回の決算につきましては、最終的に、わずかではありますが、利益が出たということで、私のほうからは特別意見を述べることはございませんでした。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 本来の業務、営業ではマイナスなのですよね。それは支所長も認識していますよね。それで営業外収益で、つまり家賃収入で何とかカバーして純利益、経常での利益を出しているということなのですから、本来の営業でマイナスですか

《平成23年6月14日》

ら、それを解消するために、ただ頑張りますとかという、向こうの会社の意見でなくて、町として、筆頭株主としてどういうふうなアドバイスをしているかを聞きたいのですけれども。それとも、何もなくて、ただ黙って帰ってきているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） 今回の株主総会では、私のほうからは意見は申し述べることはありませんでした。ただ、経常的に役員等々と意見交換もございますので、その席上、こういうイベントはいかがかというようなお話はさせていただいております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） そのほかに。

山田議員。

○8番（山田和夫君） 今年度の計画の関係でちょっとお聞きをしたいのですが、ことし、たしかノースキングの浴室を改修しますよね。その間、当然入浴できませんよね。ことしの計画を見ると入浴の売り上げは前年度実績の100%、宿泊も100%と。当然入浴施設が停止をしますと、その間、ふろつきの部屋はお客さんを泊めるのかもしれませんが、ふろのつかない部屋はお客さんは泊めないと思うのですよね、入浴施設がありませんから。そうすると宿泊も当然前年実績は下回るというふうに見るのが普通だと思うのですが、これが計画で100%というのについて、町として、担当者として、どのように考えているのか。これを株主総会で意見も何も述べなかったということですから、この辺、どのように考えているのかをお聞きしたいのと、当然3年間の契約で指定管理者制度を導入していますから、文句は言えないのかもしれませんが、施設を改修することで入浴客が減る、宿泊者も減るということになれば、当然売り上げも減ってくるわけです。つまり赤字になる可能性が大きくなるということなのですが、その点について、町はどのように補償するのか、どう考えているのか、お尋ねをしたい。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） お答えをさせていただきます。

確かにことし、おふろの改修等を考えております。時期については、今のところ11月をめどとして考えておりますけれども、約3週間から4週間程度おふろを休む結果になると思います。

それにもかかわらず、ことしの事業計画について前年度実績の100%の入浴売り上げを見ているということでございますけれども、おふろを改修したことによって新たなお客様の開拓、もしくは、今はちょっと汚かった部分がありまして、離れていたお客様を呼び戻すというようなことも考えております。

また、全体の収支計画が高目の目標となっていることにつきましては、当然、株主に安心感を与えることもございますけれども、従業員の仕事に対するモチベーションを上げるという意味合いでも高目の目標設定となっていることを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。（山田議員より「2点目の答えがないです」と発言あり）

岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） 失礼しました。2点目の減収につきましては、3年間の契約でございますので、増収でも減収でも、町は、通常の業務体系では補てんする必要はないというふうに認識をしております。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 今のどういうことですか。町が実施をする施設の改修ですよ。大規模改修ですよ。通常の業務での損失は補てんしないというのはわかりますよ。しかし、町が実施をする浴室の改修ですから、当然ノースキングの計画ではないですよ。町の計画でやるわけですよ。それに伴う減収というのは当然見なければならないという責任が出てくるのではないですか。出ないのですか。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） 失礼いたしました。一昨年改修のときにも、一月程度お休みをいただいたという経緯がございますけれども、そのときにつきましても、経営についての補てんはしておりませんので、今回についてもそのように考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 申しわけないです。僕も勉強不足でよくわからないのですが、そういう場合の補てんというのは、原則しなければいけないのではないのですか。そういう契約になっていないのですか。どういうことだろうと、その指定管理者制度を導入した3年間については、そういったものについては補償しないという契約書になっているのですか。僕、契約書見ていないからわからないのですけれども。普通、そういった施設の改修だとか、要するに大規模改修だとか、町が計画をする改修に伴って発生する減収分というのは、補償するというのが原則だと僕は思うのです。通常、法律的にいったらそうすべきだというふうに思っているのですが、違うのですか。そういう契約になっていないのですか。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） 一月程度おふろを休むということでございますけれども、宿泊については、おふろは利用できないにしても、おふろのついている部屋もございますので、通常の営業ができると。若干、利用率は低下するにしても営業はできるということでございます。

それと、当然一月程度おふろを休むということを念頭にした計画でございますので、事業計画自体が。おふろの改修が終わった後に、その減収分を十分カバーできるというふうな公社の判断でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 本当にそれ、公社がそういうふうに言っているの。あなたの判断ではなくて。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） 公社の支配人と協議をした結果、こういうことでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況報告についてを終わります。

---

#### ◎日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社遠軽農業振興公社の経営状況を次のとおり御報告いたします。

別紙1が平成22年度の事業報告書で、別紙2が平成23年度の事業計画書になっております。

それでは、別紙1の平成22年度の事業報告書から御説明いたします。

事業期間につきましては、平成22年4月1日から平成23年3月31日まででございます。

1ページの事業概要につきましては、読み上げて御報告いたします。

事業報告書。1、事業概要。

第21期（平成22年度）の農産物加工事業について、地場農産物を主原料とした冷凍食品の加工販売及び端境期の受託加工にも積極的に取り組んでまいりましたので御報告いたします。

今期は春先の低温によって農作物全体の生育におくれが生じたことから、その後の先行きを危惧しておりましたが、6月からの好天により生育も順調に回復いたしました。

しかし、7月以降の記録的な猛暑が続いたために期待の大きかったインゲン、枝豆の異常生育等により近年にない収量減となりましたが、カボチャについては、高温多湿の影響から各圃場で腐敗が発生したものの平年並みの収量が確保できました。

《平成23年6月14日》

主力のカボチャ全体の取り扱い加工実績数量では、計画加工数量に対し113.5%、524トンの製品を確保することができました。

受託加工については、タマネギの皮むき加工を継続して実施しましたが、道内産地での天候不順や大雨被害に伴い青果市場で品薄の広がりを見せたことから、生食用が高値で取引されるなど原料の確保に苦慮したところです。

委託加工料を除く売上高は1億6,366万円（前期1億7,359万円）、経常利益では147万円（前期460万円）と減収減益となりましたが、一般管理費については経費の節減に努めた結果2,216万円となり、前期と比べ288万円の減少となりました。

経営安定化のために町より交付を受けた補助金2,800万円については、借入金の償還と老朽化に伴う機械等の更新費用に充当した結果、純資産額で612万円（前期マイナス2,015万円）となり債務超過の解消が図られました。

また、「食の安全・安心」が求められる中、ポジティブリスト制度並びにトレーサビリティ制度等の義務化に対応するため、食品衛生法に基づく徹底した食品衛生管理を初め、加工技術の向上や経費節減を図ってまいりましたが、今後、東日本大震災の影響による燃料価格の高騰や輸送資材の不足から、さらなるコスト削減に努める必要があります。引き続き関係各位の御支援と御協力を願うところであります。

次に、2ページの庶務概要につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

3ページ目につきましては、株主名簿及び役員名簿でございますので、お目通しを願います。

次に4ページは、原料・加工実績でありまして、チンゲン菜からカボチャにつきましては、公社独自の加工販売品で、処理日数の合計が119日、前年対比73%となりましたが、加工数量は60万3,472キロ、対前年比130%となりました。その他、受託加工品、タマネギ、むきタマですが、処理日数146日、対前年比180%、加工数量59万5,099キログラム、対前年比195%の加工実績数となりました。

5ページ目は、貸借対照表でございます。流動資産は、現金から仮払金まで合わせて1億1,404万6,348円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資等を合わせて5,139万3,074円で、資産の部合計は1億6,543万9,422円となっております。

負債の部につきましては、流動負債が買掛金から未払給与まで1億5,674万557円、固定負債が257万7,225円で、負債の部合計は1億5,931万7,782円となっております。

純資産の部としまして、資本金が5,000万円、余剰金がマイナス4,387万8,360円でありまして、株主資本は612万1,640円となっております。

これによりまして、資産の部合計と負債・純資産の部合計は、同額の1億6,543万9,422円となっております。

《平成23年6月14日》

次に、6ページの損益計算書について御説明いたします。

売上高につきましては、売上高から売上値引戻り高まで1億8,000万6,756円。売上原価は、期首製品棚卸高から期末製品棚卸高まで1億5,211万2,743円となり、売上総利益は2,789万4,013円でありまして、販売費及び一般管理費が2,216万1,503円要しておりますので、営業利益は573万2,510円であります。

営業外収益は、受取利息から雑収入まで2万6,447円、営業外費用は支払利息割引料で428万5,500円となっております、経常利益は147万3,457円となります。

この経常利益147万3,457円と特別利益として受入補助金2,800万円を合わせた額から、固定資産圧縮記帳損の特別損失300万円を差し引きますと、税引前当期純利益は2,647万3,457円となり、法人税及び住民税が20万6,200円ありますので、当期純利益は2,626万7,257円となります。

7ページ及び8ページにつきましては、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書であります、説明は省略させていただきますのでお目通し願います。

次に、9ページの株主資本等変動計算書について御説明いたします。

株主資本の内訳は、資本金が5,000万円、繰越利益剰余金の前期末残高がマイナス7,014万5,617円で、当期変動額が2,626万7,257円でありますので、当期末残高がマイナス4,387万8,360円となっております。

株主資本の合計であります、前期末残高がマイナス2,014万5,617円で、当期変動額が2,626万7,257円ありますので、当期末残高は612万1,640円となっております。

純資産合計の当期末残高も同額の612万1,640円あります。

10ページは監査報告でありますので、お目通しを願います。

次に、別紙2、第22期（平成23年度）の事業計画について御説明いたします。

これは、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業計画となっております。

次のページ、事業方針については、読み上げて御説明いたします。

事業方針。

第22期（平成23年度）につきましては、国内の厳しい経済状況が依然として続く中、特に本年3月に発生しました東日本大震災の影響もあって、原油価格並びに原材料の値上がりや資材が不足してきている現状にありますが、加工技術の向上と生産コストの低減を図りながら、これまで同様に地場産農産物の加工事業を進めてまいります。

当社が製造する冷凍加工製品については、特に北海道産品に対する流通市場の評価が高いことから、えんゆう農協より適期に優良な原料野菜を受け入れるとともに、取引先や消費者ニーズにこたえる加工製品の製造に努めます。

主原料でありますカボチャの需要は顕著に推移しておりますが、その他の原料野菜につ

《平成23年6月14日》

いては取扱原料数量が限られるものの、畑作経営においては輪作体系を維持する上で重要でありますので、インゲン、枝豆を初めとする品目についても生産者と連携をとりながら原料の確保を図る必要があります。

今後も食に対する消費者ニーズがますます高まりを見せる中、安全な農産物と品質の向上を図りながら、食品衛生管理を柱とする「安心で安全」な製品づくりを念頭に置き、取引先との情報交換と連携をとりながら、さらなる販売数量及び販路の拡大に努めてまいります。

また、工場施設並びに各種機械の老朽化が著しいことから、事故防止と作業の効率化を図るため、点検整備等に努めるとともに、施設の環境改善及び機械の計画的な更新を行い、安全な操業と安定した製品の製造に努めてまいります。

なお、株式会社遠軽農業振興公社の民間移行につきましては、遠軽町とえんゆう農業協同組合が責任を持って協議を進めてきたところですが、遠軽町とえんゆう農協を除く公社株式につきましては、今年度中にえんゆう農協が取得することになっております。

本年度の事業実施に当たりましては、今後も厳しい経営状況がしばらく続くものと予想されることから、職員を初め従業員一丸となって徹底した経費節減を図りながら経営の健全化に努めてまいりますので、関係各位の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2ページの原料加工計画書について御説明いたします。

チンゲン菜からブロッコリーまで、原料数量を961トン、加工数量を578トンと見込んでおり、受託加工については、タマネギでの原料処理量を750トン、加工数量は499トンと見込んでおります。

次に、3ページは製造原価でありまして、原材料仕入高の材料費5,233万円、給与から福利厚生費までの労務費4,825万円、外注加工費230万円、消耗品費から雑費まで製造経費が4,994万円でありまして、総額1億5,282万円の計画となっております。

次のページをお開き願います。

4ページにつきましては、販売費及び一般管理費でございまして、役員報酬から福利厚生費までの人件費で1,011万円、消耗品費から雑費までの経費で1,596万円を計画しており、全体経費で2,607万円となっております。

5ページにつきましては、見積損益計算書でありまして、純売上高は売上高及び委託加工料で1億8,600万円、売上原価として当期製品製造原価の1億5,282万円で、差し引きしますと売上総利益は3,318万円の計画であります。

販売費及び一般管理費を2,607万円と見込み、今期営業利益は711万円の計画であります。

営業外収益は、受取利息を2万円とし、営業外費用の支払利息割引料を350万円とし、経常利益を363万円と見込んだものとなっております。

特別利益につきましては、本年度町からの受入補助金1,400万円を見込み、工場施設等の改修費に充当し、特別損失として同額を固定資産圧縮記帳損の処理をすることとしているものです。税引前当期利益につきましては、経常利益と同額の363万円、法人税等を20万6,000円と見込み、当期利益は342万4,000円の計画であります。これによりまして、当期末処理利益・損失は342万4,000円と見込んでいるものであります。

以上で、株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 2点お伺いをいたします。

株主名簿を見ますと、発泡酒と地ビールの醸造に伴う増資という方が何人かいます。新年度の事業方針で、遠軽町とえんゆう農協を省く株主の株をえんゆう農協が取得することになっているというふうの方針がありましたけれども、この場合の株式の評価額をどのように考えているのか。当初の出資額をそのまま見ているのか、それとも、経営状況に合わせた評価額なのか、それをまず1点お伺いをしたい。

それから、新年度の事業方針の1ページの途中にありますけれども、主原料でありますカボチャの需要云々とありますけれども、需要は顕著に推移しておりますという表現がありますけれども、顕著というのは著しいということですよ、推移というのは移り変わりですよ。ですから、前年並みの需要でなくて、高いか低いかは別として、著しい動きがあるというふうな表現だと思うのですけれども、需要がふえるのか、少ないのか、どちらの表現ですか、これ。カボチャの需要は顕著に推移しておりますというのは、どういう意味でしょうか。

2点お伺いします。

○議長（前田篤秀君） 高嶋経済部長。

○経済部長（高嶋朝雄君） 私のほうから、株式の評価についてお答えしたいと思います。

この株式の町、えんゆう農協を除く整理でございますけれども、21年からこういった協議が進められてきておりまして、民営化を進めていく上で協議をしやすいえんゆう農協と町ということで、それ以外の株主につきましては株を整理するというところでこれまで進んできたところでございます。

取締役会の中でもいろいろと協議をされてきた経緯がございますけれども、株の評価につきましては、当初の出資の額ということで協議がなされまして、当初の出資の額で処分をするといいますか、譲渡するというところで決定をされたものでございます。

それからもう1点の顕著にということで御指摘でございますけれども、ただ、野菜ですので、天候によってとれるときもあれば、とれないときもございますけれども、これまでの経過から見ますと増のほうで、平均的な天候であれば増ということでの顕著にという意

《平成23年6月14日》

味というふうに御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について終わります。

25分まで暫時休憩します。

午前11時08分 休憩

---

午前11時24分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況報告について御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社フォーレストパークの経営状況を次のとおり報告いたします。

別紙1が第16期（平成22年度）事業報告で、別紙2が平成23年度の事業計画書になっております。

次のページをお開き願ひたいと思ひます。

別紙1の平成22年度事業報告から御説明いたします。

事業期間につきましては、平成22年4月1日から平成23年3月31日まででございます。

1ページをお開き願ひます。

平成22年度事業報告につきましては、読み上げて報告といたします。

平成22年度は、資本金2割減資した上で、民間出資金すべてにつきまして遠軽町に譲渡し、遠軽町100%出資の会社として、新体制のもとにスタートいたしました。

民間の出資者の皆様には、長年にわたり特段の御協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

スキー場につきましては、11月20日から人工降雪作業を開始し、ゲレンデコースの準備を進め、12月23日木曜日にオープンいたしました。

今年度につきましては、テレキトリフトからバンビリフトに変更されましたが、補助

《平成23年6月14日》

員の配置などにより、利用者の混乱も少なく順調に運行ができました。

ペアリフトにつきましても、事故もなく運行でき、平成23年3月27日日曜日をもって今季の営業を終了しました。

今シーズンは、仮オープン12月12日、一般オープン12月23日の予定で整備をしてきましたが、降雪不足により仮オープンはできず、一部滑走で昨年より11日遅い一般オープンに間に合う形でのスタートとなりました。

しかし、12月25日にまとまった降雪により、過去10年以上もなかった12月の全面滑走が可能になったことや、シーズンを通して風雪災害もなくゲレンデコンディションもよかったことに加え、地元の支援者、支援団体等の協力もあり、合宿のほか、団体や一般の集客が増加する結果となり、輸送延べ人員前年比113.2%。売上高前年比119.5%という実績になりました。

営業実績概要。営業期間、平成22年12月23日から平成23年3月27日。営業日数、96日。リフト利用者数、26万6,763人。売上高、2,602万8,020円。

平成22年度売上実績表。別表1のとおりとなっております。

なお、実績表につきましては2ページに記載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

3ページにつきましては、株主名簿及び役員名簿でございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。

4ページは貸借対照表でございます。資産の部につきましては、流動資産は現金及び預金から未収金まで合わせまして912万5,675円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産を合わせまして4,331万5,541円で、資産の部合計は5,244万1,216円であります。

負債の部につきましては、流動負債は未払金、未払い法人税等、預かり金、未払消費税等を合わせまして161万4,666円で、負債の部合計も同額でございます。

純資産の部につきましては、株主資本は資本金、利益剰余金を合わせまして5,082万6,550円で、純資産の部合計も同額であります。

これによりまして、負債及び純資産の部合計は5,244万1,216円で、資産の部合計と同額となります。

次に、5ページの損益計算書につきまして御説明いたします。

純売上高につきましては、売上高2,602万8,020円、売上原価は当期商品仕入高120万8,160円となり、売上総利益金額は2,481万9,860円になります。

販売費及び一般管理費に4,961万8,624円を要しておりますので、営業利益金額はマイナス2,479万8,794円であります。

営業外収益は、受取利息から施設受託料まで3,203万8,379円。営業外費用は、雑損失、施設委託費で854万1,797円となっております。

《平成23年6月14日》

経常利益金額は、マイナス130万2,182円となります。

特別利益は、受取補助金の3,065万9,000円であります。

特別損失は、固定資産圧縮損2,183万1,499円であります。税引前当期純利益金額は752万5,319円となり、法人税、住民税及び事業税が20万6,000円ありますので、当期純利益金額は731万9,319円となっております。

6ページにつきましては、販売費及び一般管理費で記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、7ページの株主資本等変動計算書につきまして御説明申し上げます。

株主資本の内訳は、前期末資本金は1億円で、当期2,000万円減しておりますので、8,000万円が当期末残高となります。当期変動額が発生しております。繰越利益剰余金の当期変動額は、当期純利益が731万9,319円で、前期末残高がマイナス3,649万2,769円ありますので、当期末残高はマイナス2,917万3,450円となります。

株主資本の合計は、資本金8,000万円を加えた5,082万6,550円で、純資産の合計も同額となります。

次に、8ページをお開き願いたいと思います。

8ページの監査報告書につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、別紙2をお開き願います。

別紙2の第17期（平成23年度）事業計画書について御説明いたします。

事業計画につきましては、平成23年4月1日から平成24年3月31日まででございます。

1ページをお開き願います。

平成23年度事業計画につきましては、読み上げて説明といたします。

平成23年度事業計画。

1、事業。人工降雪予定期間、平成23年12月4日から平成24年1月15日。人工降雪予定日数、30日間。営業予定期間、平成23年12月18日から平成24年3月25日。営業予定日数、98日間。営業予定時間ですけれども、午前9時から午後9時まで。ナイター営業につきましては、午後4時30分から午後9時まで。利用見込み人員ですけれども、28万人。ペアリフト16万人、バンビリフト12万人でございます。売上見積は、リフト券で1,900万円、シーズン券600万円、売店・レンタル等で210万円、合計で2,710万円を予定してございます。

平成23年度収支計画書、別表第2のとおりでございます。計画書につきましては、次の2ページに記載しておりますので、お開き願いたいと思います。

収入につきましては、リフト券・シーズン券から施設受託料まで合わせまして5,696万9,000円の計画でございます。支出につきましては、商品仕入高から法人税・住

《平成23年6月14日》

民税まで、合わせまして5,653万円の計画でありますので、収支差引合計43万9,000円の利益を見込んでおります。

以上で、株式会社フォーレストパークの経営状況の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。ありませんか。

杉本議員。

○10番（杉本信一君） ちょっと1点お聞かせください。

給与のところですね、フォーレストパークでは、何人正社員という形になっているのでしょうかね。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 正社員につきましては、2名です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 完全に町のあれになる前の段階ですね、この段階でもたしか支配人と合わせて2名の正社員の方でやられていたと思うのですが、その後の議論の中で、夏場の仕事に関してどうなのだという議論はずっとありましたよね。その中で、2名体制を続ける必要があるのかどうかというのがちょっと疑問に感じるのですが、冬場の当然繁忙期にはそれなりの人数が必要になってくるのだろうとは思いますが、数字を見る限りでは、相変わらず非常に厳しい経営状況ですよね。町からの補助金が入って当期純利益をようやく出せるという状況の中で、資本金も目減りしているわけですよね、5千何百万円ね。株主資本に関してはね。ですから、そういうところから少しずつ体制を少しでもいい方向にもっていく、もしくは町からの持ち出しをできるだけ少なくしていかなければいけないということは当然行政の側も考えておられることなのでしょうけれども、その2名体制というのはやはり必要なのでしょうかね。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 正社員2名ということで、あと繁忙期につきましては臨時職員10数名ほど使っているわけでございます。

夏場の仕事の関係ですけれども、夏場につきましては、リフト関係の、自分たちの会社でできる分については自分たちで整備しておりますし、草刈り等を含めまして、冬場ほどの忙しさはないと思いますけれども、そんな形で進めているわけでございます。

将来的な形もでございますけれども、昨年度、テレキットの部分を改修いたしまして、今後におきましても、ペアリフトにつきましては大分老朽化してございます。そちらのほうの更新ということも考えられますので、その部分については町のほうである程度支援していかなければならないなというふうに考えてございます。

そのような形で、スキー場につきましては御存じのようにいろいろな方が利用しておりますし、ことしにつきましては利用人員もふえておりますので、今後とも、できるだけ皆さんが有効活用できるような形で進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解願いたいと思います。

《平成23年6月14日》

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） もちろんスキー場を残してほしいという思いは私も一緒でありまして、何とかそれをこういう形でやれるということに対しては非常にありがたいなというふうには思うのですけれども、ただ、今言われたように、ペアリフトの更新ということも考えていかななくてはならないということであれば、なおさらのこと、やはりどこでそういう経費を少しずつ抑えていくか。

昔から、ふぁーらいとの問題等出てきたときにも言わせていただいておりますけれども、やっぱり経営ということをしっかり見ていかないとその会社の無尽蔵に町の資金が出せるわけではないですよ。そういうことを考えていったときに、どこまでが必要な経費なのか、どこまでが不要な経費なのかということをしっかりそれを見ていかないと、いつまでたっても毎年3,000万円近い金を出さなくてはいけない、補助金を出さなくてはいけない。なおかつ、そこに町の財産としてのリフトだとかいろいろな施設の改修等にお金を出していかなくてはいけないということが出てくるわけですから。

この先、遠軽町はますます人口が減って、子供の数が減っていく、施設の利用者も当然それに比例して減っていくということも視野に入れていかなくてはいけないということですよ。10年、15年のスパンで物事を見ていかないと、今これだけ出せるから何とかやりくりして2人でいいのだということではないのだと思うのですよ。その辺の考え方をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（前田篤秀君） 広井副町長。

○副町長（広井澄夫君） ちょっと微妙な難しい立場になっておりますけれども、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

杉本議員おっしゃるとおり、夏場について、もちろん町のほうから補助金を入れていきますので、それらについては十分会社としても考えながらやらないといけないということは重々わかっておりますけれども、現状として、現在2人の正社員、夏場は決して、言葉は適当ではないかもしれませんが、暇な状況でやっているというふうには認識しておりません。本人たちは、夏場にしかできない業務というものを一生懸命毎日やっております。車両の整備ですとか、またリフトの点検等も含めて、みずからできるものについては先ほど課長のほうからの答弁もありましたようにやっておりますし、また、コースのほうの草刈り、ブッシュ刈りですね、こういったものもきちっとしていることによって少量の雪でもスキー滑走がすぐできるというような状況にもなっているということで、そういったことが営業の成績のほうにもあらわれてきているものというふうに私ども認識しているところです。

そういったことで、2名体制については、現在のところ、会社としては続けていきたいというふうに言っております。また、私どもとしても、その辺については配慮した中で考えていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（前田篤秀君） そのほかに。

山田議員。

○8番（山田和夫君） 1点だけ、給料の関係です。

昨年までは第三セクターという形で、民間が入ってやっていたから、2人の方の給料というのは民間に準じて低く抑えられた部分があったのだというふうに思うのですが、今期からは町が100%持っているものですから、給料体系も民間と比べると変わらざるを得ないのではないかと基本的に思うのですね。町の所有で働かせている職員になるわけですから、町の職員と同様に公務員給与に準拠させるということが基準になってこざるを得ないのかなというふうに思うのですが、その辺の考え方だけお聞かせをいただきたい。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 昨年度、100%町のほうで出資いたしまして、町の出資100%という形の会社で進んでございます。ただ、会社ということでございますので、給与体系につきましては今までどおり引き継いでいるような形で、そのまま運営してございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） いや、聞いたことに対する答えになっていないですよ。町の施設ですから、そこに働く人はやはり地方公務員に準ずる形にしていかなざるを得ないのではないのですか。違うのでしょうか。民間が入っているなら民間に合わせるということも、そういう理屈も可能なのかもしれませんが、町が100%出資を持ってやっているという場合は、そうならざるを得ないような気がするのですが、違いますか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） あくまでも株式会社フォーレストパークという形で進んでございますので、そういう形でやってございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況報告についてを終わります。

---

#### ◎日程第7 報告第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 報告第4号平成22年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 報告第4号平成22年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを御説明いたします。

《平成23年6月14日》

平成22年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費につきましては、別紙のとおり翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙をお開き願います。

平成22年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費のきめ細かな交付金事業につきましては、金額2億2,016万3,000円を繰り越したものでありまして、財源内訳は、未収入特定財源といたしまして国道支出金が1億9,805万5,000円、一般財源が2,210万8,000円であります。

同じく住民生活に光をそそぐ交付金事業につきましては、金額5,866万8,000円を繰り越したものでありまして、財源内訳は、未収入特定財源としまして国道支出金が5,766万8,000円、一般財源が100万円であります。

6款農林水産業費1項農業費の道営土地改良事業につきましては、金額1,000万円を繰り越したものでありまして、財源内訳は、一般財源が1,000万円であります。

6款農林水産業費2項林業費の森林整備加速化・林業再生事業につきましては、金額116万6,000円を繰り越したものでありまして、財源内訳は、未収入特定財源としまして国道支出金が87万円、一般財源が29万6,000円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

以上で、報告第4号平成22年度遠軽町一般会計繰越明許費についての報告を終わります。

---

#### ◎日程第8 報告第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 報告第5号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 報告第5号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてを御説明いたします。

平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費につきましては、別紙のとおり翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙をお開き願います。

平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

《平成23年6月14日》

1 款公共下水道費 1 項公共下水道費の下水道整備事業につきましては、金額 8,644 万円を繰り越したものでありまして、財源内訳は、未収入特定財源としまして国道支出金が 3,629 万 5,000 円、地方債が 3,880 万円、その他が 129 万 8,000 円、一般財源としまして 1,004 万 7,000 円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

以上で、報告第 5 号平成 22 年度遠軽町公共下水道事業特別会計繰越明許費についての報告を終わります。

---

#### ◎日程第 9 承認第 1 号及び日程第 10 承認第 2 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 9 承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算第 9 号）、日程第 10 承認第 2 号専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度遠軽町老人保健特別会計補正予算第 2 号）を一括議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算（第 9 号）につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第 1 号、専決処分書について御説明いたします。

平成 22 年度老人医療給付費国庫負担金の確定による老人保健特別会計繰入金の追加に伴い、平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算（第 9 号）につきまして、平成 23 年 3 月 2 日付で専決処分を行ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 135 億 4,028 万 8,000 円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

18 款繰入金につきましては、2 項特別会計繰入金に 30 万円を追加し、総額を 2,0

01万5,000円とするものであります。

これによりまして、歳入合計、135億3,998万8,000円に30万円を追加し、総額を135億4,028万8,000円としたものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に30万円を追加し、総額を37億2,343万9,000円としたものであります。

これによりまして、歳出合計、135億3,998万8,000円に30万円を追加し、総額を歳入歳出同額の135億4,028万8,000円としたものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費15目基金運営費、基金運営事業30万円につきましては、財政調整基金積立金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

2、歳入。

18款繰入金2項特別会計繰入金1目老人保健特別会計繰入金30万円につきましては、老人保健特別会計繰入金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 続きまして、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

平成22年度遠軽町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書について御説明いたします。

平成22年度老人保健医療費国庫負担金の確定による老人保健特別会計国庫負担金の追加に伴い、平成22年度遠軽町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、平成23年3月22日付で専決処分を行ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,227万円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

《平成23年6月14日》

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

2款国庫支出金につきましては、30万円を追加し、総額を30万1,000円としたものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計、1,197万円に30万円を追加し、総額を1,227万円としたものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。

2款諸支出金につきましては、2項繰出金に30万円を追加し、総額を1,181万5,000円としたものであります。

これによりまして、歳出合計、1,197万円に30万円を追加し、総額を1,227万円としたものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

3、歳出。

2款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金30万円につきましては、一般会計への繰出金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、戻りまして、6ページをお開き願います。

2、歳入。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目医療費負担金30万円につきましては、国庫負担金の交付決定による医療費負担金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一括上程いたしました承認2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、承認第1号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1 8 款繰入金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 以上で、承認第 1 号の質疑を終わります。

次に、承認第 2 号の質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

2 款諸支出金、8 ページから 9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

2 款国庫支出金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 以上で、承認第 2 号の質疑を終わります。

これより、一括上程した承認 2 件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて(平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算第 9 号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第 2 号専決処分の承認を求めることについて(平成 22 年度遠軽町老人保健特別会計補正予算第 2 号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎日程第 1 1 承認第 3 号から日程第 1 4 承認第 6 号

○議長(前田篤秀君) 日程第 1 1 承認第 3 号専決処分の承認を求めることについて(平成 22 年度遠軽町一般会計補正予算第 10 号)、日程第 1 2 承認第 4 号専決処分の承認を求めることについて(平成 22 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第 6 号)、日程第 1 3 承認第 5 号専決処分の承認を求めることについて(平成 22 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号)、日程第 1 4 承認第 6 号専決処分の承認を求めることについて(平成 22 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算第 4 号)を一括議題といたします。

上程の順より提出者の説明を求めます。

《平成 23 年 6 月 14 日》

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第3号、専決処分書について御説明いたします。

平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）につきまして、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等の確定に伴い、平成23年3月31日付で専決処分を行ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,992万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億8,021万円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正は、「第2表 地方債補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税に5,325万4,000円追加、2項固定資産税に888万円追加、3項軽自動車税に144万1,000円追加、4項たばこ税に1,158万3,000円追加、5項入湯税に55万6,000円追加、6項都市計画税に91万9,000円追加し、総額を20億9,943万1,000円としたものであります。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税に1,880万1,000円追加、2項自動車重量譲与税に1,818万4,000円追加し、総額を2億998万5,000円としたものであります。

3款利子割交付金につきましては、325万9,000円を追加し、総額を875万9,000円としたものであります。1項同額であります。

4款配当割交付金につきましては、171万2,000円を追加し、総額を221万2,000円としたものであります。1項同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、41万2,000円を追加し、総額を71万2,000円としたものであります。1項同額であります。

6款地方消費税交付金につきましては、4,480万2,000円を追加し、総額を2億3,480万2,000円としたものであります。1項同額であります。

7款自動車取得税交付金につきましては、921万5,000円を追加し、総額を4,221万5,000円としたものであります。1項同額であります。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、46万2,000円を追加し、総額を286万2,000円としたものであります。1項同額であります。

《平成23年6月14日》

9款地方特例交付金につきましては、1,204万2,000円を追加し、総額を3,934万2,000円としたものであります。1項同額であります。

10款地方交付税につきましては、4億5,986万7,000円を追加し、総額を76億3,904万8,000円としたものであります。1項同額であります。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、76万円を追加し、総額を376万円としたものであります。1項同額であります。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を24万1,000円減額し、総額を9億6,397万1,000円としたものであります。

15款道支出金につきましては、1項道負担金を454万5,000円減額、3項委託金を101万2,000円減額し、総額を6億2,393万9,000円としたものであります。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入を4万7,000円減額し、総額を4,379万9,000円としたものであります。

17款寄附金につきましては、555万1,000円を追加し、総額を2,091万9,000円としたものであります。1項同額であります。

20款諸収入につきましては、5項雑入に36万7,000円追加し、総額を1億4,912万4,000円としたものであります。

21款町債につきましては、630万円減額し、総額を13億840万円としたものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計、135億4,028万8,000円に6億3,992万2,000円を追加し、総額を141億8,021万円としたものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に7億5,001万5,000円追加、4項選挙費を101万2,000円減額し、総額を44億7,244万2,000円としたものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を5,589万9,000円減額し、総額を20億7,969万円としたものであります。

8款土木費につきましては、1項土木管理費を2,000円減額、2項道路橋りょう費を4,336万6,000円減額し、総額を18億3,159万2,000円としたものであります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に298万8,000円を追加し、総額を11億423万4,000円としたものであります。

12款公債費につきましては、1,280万2,000円を減額し、総額を22億8,050万8,000円としたものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計、135億4,028万8,000円に6億3,992万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の141億8,021万円としたものであります。

《平成23年6月14日》

す。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

地方債の変更につきましては、北7丁目通道路改良舗装事業は、額の確定により限度額1,160万円を1,150万円とするものであります。

清川西2線道路歩道整備事業は、額の確定により限度額2,880万円を2,260万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様であります。

また、28ページに地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参照願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

14ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費15目基金運営費、基金運営事業7億5,001万5,000円の追加は、地方交付税等の増及び基金利子の確定、並びに指定寄附金などによるものであります。

4項選挙費3目知事及び道議会議員選挙費101万2,000円の減額は、知事及び道議会議員選挙一般事務費の執行精査であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業4,995万円の減額は、国民健康保険特別会計の補正に伴うものであります。後期高齢者医療事業594万9,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴うものであります。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費2,000円の減額は、土地開発基金利子の精査によるものであります。

2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費、除雪対策事業4,336万6,000円の減額は、消耗品費、道路除排雪業務委託料、排雪誘導警備業務委託料及び機械借上料の執行精査であります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業298万8,000円の追加は、指定寄附金及び基金利子の精査であります。

12款公債費1項公債費2目利子、公債費償還利子1,269万円の減額は、町債償還利子及び一時借入金利子の精査であります。

3目公債諸費、公債費償還諸費11万2,000円の減額は、起債の借り入れ及び償還に伴う手数料の精査であります。

失礼いたしました。22ページにお戻りください。

8款土木費2項道路橋りょう費3目道路橋りょう新設改良費につきましては、財源の振りかえでございまして、失礼いたしました。

次に、歳入について御説明いたします。

《平成23年6月14日》

8 ページをお開き願います。

## 2、歳入。

1 款町税 1 項町民税 1 目個人町民税 2, 2 8 4 万円の追加は、現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額であります。

2 目法人町民税 3, 0 4 1 万 4, 0 0 0 円は、現年課税分及び滞納繰越分の追加であります。

2 項固定資産税 1 目固定資産税 8 8 8 万円の追加は、現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額であります。

3 項軽自動車税 1 目軽自動車税 1 4 4 万 1, 0 0 0 円は、現年課税分及び滞納繰越分の追加であります。

4 項たばこ税 1 目町たばこ税 1, 1 5 8 万 3, 0 0 0 円は、現年課税分の追加であります。

5 項入湯税 1 目入湯税 5 5 万 6, 0 0 0 円は、現年課税分の追加であります。

6 項都市計画税 1 目都市計画税 9 1 万 9, 0 0 0 円の追加は、現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額であります。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税 1 目地方揮発油譲与税は 1, 8 8 0 万 1, 0 0 0 円の追加であります。

2 項自動車重量譲与税 1 目自動車重量譲与税は、1, 8 1 8 万 4, 0 0 0 円の追加であります。

3 款利子割交付金 1 項利子割交付金 1 目利子割交付金は、3 2 5 万 9, 0 0 0 円の追加であります。

4 款配当割交付金 1 項配当割交付金 1 目配当割交付金は、1 7 1 万 2, 0 0 0 円の追加であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金 1 項株式等譲渡所得割交付金 1 目株式等譲渡所得割交付金は 4 1 万 2, 0 0 0 円の追加であります。

6 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金 1 目地方消費税交付金は、4, 4 8 0 万 2, 0 0 0 円の追加であります。

7 款自動車取得税交付金 1 項自動車取得税交付金 1 目自動車取得税交付金は、9 2 1 万 5, 0 0 0 円の追加であります。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、4 6 万 2, 0 0 0 円の追加であります。

9 款地方特例交付金 1 項地方特例交付金 1 目地方特例交付金は、1, 2 0 4 万 2, 0 0 0 円の追加であります。

1 0 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 4 億 5, 9 8 6 万 7, 0 0 0 円は、普通交付税及び特別交付税の追加であります。

1 1 款交通安全対策特別交付金 1 項交通安全対策特別交付金 1 目交通安全対策特別交付

金は、76万円の追加であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金24万1,000円の減額は、国民健康保険基盤安定負担金の減額であります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金454万5,000円の減額は、国民健康保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療基盤安定拠出金負担金の減額であります。

3項委託金1目総務費委託金101万2,000円の減額は、知事及び道議会議員選挙費委託金の減額であります。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金4万7,000円の減額は、基金利子の確定による減額であります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金541万6,000円の追加につきましては、3月31日までの寄附に係るものでありまして、社会福祉振興基金として、寿町、大河原とめ様から3万6,520円、まちづくり振興資金として、札幌市、伊藤緑様から100万円、南町4丁目、高橋重一様から5万円、向遠軽、菅井正志様から20万円、大通南3丁目、株式会社岡田印刷、井上貴史様から100万円、文化センター建設資金として、遠軽こぶし座を觀る会代表、梅田弘敏様から7万円、奨学資金貸付資金として、湧別町、株式会社渡辺組様から300万円、教育振興資金として、北見市、千葉博様から6万円。

3目ふるさと納税寄附金13万5,000円の追加につきましては、3月31日までの寄附に係るものでありまして、ふるさと振興資金として、江別市、齊藤順子様から1万円、札幌市、山下六郎様から1万円、札幌市、川島とも子様から10万円、札幌市、奥山秀悦様から1万円、当麻町、久保アイ子様から5,000円、指定寄附金がございましたので、寄附者の御意思に沿いまして予算措置をしたところであります。

20款諸収入5項雑入6目雑入36万7,000円は、宝くじ交付金の確定による追加であります。

21款町債1項町債2目土木債630万円の減額は、北7丁目通道路改良舗装事業債及び清川西2線道路歩道整備事業債の精査であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 続きまして、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第4号、専決処分書について御説明いたします。

平成22年度国庫支出金、療養給付費交付金、道支出金等の確定により、国民健康保険特別会計保険給付費等の減額に伴い、平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算

《平成23年6月14日》

(第6号)につきまして、平成23年3月31日付で専決処分を行ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,001万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億3,680万2,000円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1 款国民健康保険税につきましては、221万5,000円を追加し、総額を4億6,23万1,000円としたものであります。1項同額であります。

3 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金を5,975万3,000円減額、2 項国庫補助金を1,045万6,000円減額し、総額を5億3,538万6,000円としたものであります。

4 款療養給付費交付金につきましては、2,154万2,000円を減額し、総額を4,330万8,000円としたものであります。1項同額であります。

5 款前期高齢者交付金につきましては、59万3,000円を追加し、総額を8億5,510万1,000円としたものであります。1項同額であります。

6 款道支出金につきましては、2 項道補助金に2,160万1,000円を追加し、総額を1億3,751万4,000円としたものであります。

7 款共同事業交付金につきましては、6,640万9,000円を減額し、総額を2億5,468万2,000円としたものであります。1項同額であります。

9 款繰入金につきましては、4,995万円を減額し、総額を2億660万4,000円としたものであります。1項同額であります。

10 款繰越金につきましては、1,636万円を追加し、総額を3,411万円としたものであります。1項同額であります。

11 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料に22万4,000円を追加、3 項雑入に710万4,000円を追加し、総額を763万9,000円としたものであります。

これによりまして、歳入合計、26億9,681万5,000円から1億6,001万3,000円を減額し、総額を25億3,680万2,000円としたものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費を1億2,279万1,000円減額、2 項高額療養費を1,050万円減額、4 項出産育児諸費を216万円減額し、総額を17億5,771万7,000円としたものであります。

3 款後期高齢者支援金等につきましては、1,188万6,000円を減額し、総額を2億6,191万4,000円としたものであります。1項同額であります。

《平成23年6月14日》

7款共同事業拠出金につきましては、1,267万6,000円を減額し、総額を3億4,426万円としたものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計、26億9,681万5,000円から1億6,001万3,000円を減額し、総額を25億3,680万2,000円としたものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

12ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、財源の振りかえであります。

14ページをお開き願います。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費1億2,279万1,000円につきましては、保険者負担分の確定に伴う減額であります。

2款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者等療養給付費は、財源の振りかえであります。

16ページをお開き願います。

2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費1,050万円につきましては、給付実績による減額であります。

18ページをお開き願います。

2款保険給付費4項出産育児諸費1目出産育児一時金216万円につきましては、給付実績による減額であります。

20ページをお開き願います。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金1,188万6,000円につきましては、負担金額確定による減額であります。

22ページをお開き願います。

4款前期高齢者納付金等1項前期高齢者納付金等1目前期高齢者納付金は、財源の振りかえであります。

24ページをお開き願います。

5款老人保健拠出金1項老人保健拠出金1目老人保健医療費拠出金は、財源の振りかえであります。

26ページをお開き願います。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業拠出金320万6,000円と、同じく2目保険財政共同安定化事業拠出金947万円につきましては、拠出金額の確定による減額であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

2、歳入。

《平成23年6月14日》

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税 1 0 3 万 4, 0 0 0 円の追加と、同じく 2 目退職被保険者等国民健康保険税 1 1 8 万 1, 0 0 0 円につきましては、収納見込みの見直しに伴う追加であります。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目療養給付費等負担金 5, 9 7 5 万 3, 0 0 0 円の減額と、次の 8 ページ、同じく 2 項国庫補助金 1 目財政調整交付金 1, 0 4 8 万 1, 0 0 0 円の減額、同じく 2 目出産育児一時金補助金 1 4 万円の減額、同じく 3 目高齢者医療制度円滑運営事業補助金 1 6 万 5, 0 0 0 円の追加、4 款療養給付費交付金 1 項療養給付費交付金 1 目療養給付費交付金 2, 1 5 4 万 2, 0 0 0 円の減額、5 款前期高齢者交付金 1 項前期高齢者交付金 1 目前期高齢者交付金 5 9 万 3, 0 0 0 円の追加、6 款道支出金 2 項道補助金 1 目財政調整交付金 2, 1 6 0 万 1, 0 0 0 円の追加、7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金 1 目高額医療費共同事業交付金 4 0 6 万 5, 0 0 0 円の追加、同じく 2 目保険財政共同安定化事業交付金 7, 0 4 7 万 4, 0 0 0 円の減額につきましては、交付金の額の決定に伴う精査によるものであります。

9 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 4, 9 9 5 万円につきましては、繰入金額の確定に伴う精査による減額であります。

1 0 ページをお開き願います。

1 0 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1, 6 3 6 万円につきましては、前年度繰越金の追加であります。

1 1 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料 1 目一般被保険者延滞金 2 2 万 4, 0 0 0 円と、同じく 3 項雑入 4 目一般被保険者返納金 7 3 万 8, 0 0 0 円と、同じく 6 目雑入 6 3 6 万 6, 0 0 0 円につきましては、収入見込み額の見直しに伴う追加であります。

以上で説明を終わります。

続きまして、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

平成 2 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第 5 号、専決処分書について御説明いたします。

平成 2 2 年度後期高齢者医療広域連合納付金の確定による後期高齢者医療特別会計広域連合納付金の減額に伴い、平成 2 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、平成 2 3 年 3 月 3 1 日付で専決処分を行ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 6 4 8 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 5, 7 0 7 万 8, 0 0 0 円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

《平成 2 3 年 6 月 1 4 日》

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、1,204万9,000円を減額し、総額を1億7,737万2,000円としたものであります。1項同額であります。

4 款繰入金につきましては、549万9,000円を減額し、総額を7,818万2,000円としたものであります。1項同額であります。

5 款繰越金につきましては、151万5,000円を追加し、総額を151万6,000円としたものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計、2億7,356万1,000円から1,648万3,000円を減額し、総額を2億5,707万8,000円としたものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1,648万3,000円を減額し、総額を2億5,357万2,000円としたものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計、2億7,356万1,000円から1,648万3,000円を減額し、総額を2億5,707万8,000円としたものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

3、歳出。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金1 項後期高齢者医療広域連合納付金1 目後期高齢者医療広域連合納付金1,648万3,000円につきましては、広域連合への納付金額の確定に伴う減額であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6 ページをお開き願います。

2、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料1 項後期高齢者医療保険料1 目後期高齢者医療保険料1,204万9,000円につきましては、収入見込み額の見直しに伴う減額であります。

4 款繰入金1 項他会計繰入金1 目一般会計繰入金594万9,000円につきましては、一般会計からの繰入金の額の確定に伴う減額であります。

5 款繰越金1 項繰越金1 目繰越金151万5,000円につきましては、前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 承認第6号専決処分承認を求めることについてを御説明いたします。

平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第

179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第6号、専決処分書について御説明いたします。

平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、高額医療合算介護サービス等費及び配食サービス事業委託料の増額に伴い、平成23年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」により御説明いたします。

なお、歳入につきましては、補正がございません。

1ページをお開き願います。

第1表、歳出予算補正。

1、歳出を御説明いたします。

2款保険給付費につきましては、2項高額介護サービス等費を104万円減額、3項高額医療合算介護サービス等費に104万円追加し、総額を12億7,710万7,000円としたものであります。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防事業費を32万円減額、2項包括的支援・任意事業費に32万円追加し、総額を5,023万3,000円としたものであります。

これによりまして、歳出合計は、補正前と同額の13億6,532万8,000円であります。

次に、歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、2、歳出から御説明いたします。

4ページをお開き願います。

2款保険給付費2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費104万円の減額につきましては、高額介護サービス等費の精査による減額であります。

3項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス等費104万円につきましては、介護給付費の増額による高額医療合算介護サービス等費の追加であります。

3款地域支援事業費1項介護予防事業費1目介護予防事業費32万円の減額につきましては、臨時職員賃金の執行精査であります。

2項包括的支援・任意事業費1目包括的支援・任意事業費32万円につきましては、配食サービス利用の増加に伴う配食サービス事業委託料の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました承認4件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、承認第3号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3

《平成23年6月14日》

歳出より各款ごとに行います。

2 款総務費、14 ページから 17 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3 款民生費、18 ページから 19 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 8 款土木費、20 ページから 23 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10 款教育費、24 ページから 25 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 12 款公債費、26 ページから 27 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

1 款町税、8 ページから 9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2 款地方譲与税、8 ページから 9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3 款利子割交付金、8 ページから 9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4 款配当割交付金、8 ページから 11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 5 款株式等譲渡所得割交付金、10 ページから 11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6 款地方消費税交付金、10 ページから 11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 7 款自動車取得税交付金、10 ページから 11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10 ページから 11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 9 款地方特例交付金、10 ページから 11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10 款地方交付税、10 ページから 11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 11 款交通安全対策特別交付金、10 ページから 13 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 14 款国庫支出金、12 ページから 13 ページ。

《平成23年6月14日》

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 15款道支出金、12ページから13ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 16款財産収入、12ページから13ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 17款寄附金、12ページから13ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 20款諸収入、12ページから13ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 21款町債、12ページから13ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、第2表、地方債補正、4ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 以上で、承認第3号の質疑を終わります。  
次に、承認第4号の質疑を行います。  
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。  
1款総務費、12ページから13ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 2款保険給付費、14ページから19ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 3款後期高齢者支援金等、20ページから21ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 4款前期高齢者納付金等、22ページから23ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 5款老人保健拠出金、24ページから25ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 7款共同事業拠出金、26ページから27ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。  
1款国民健康保険税、6ページから7ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 3款国庫支出金、6ページから9ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 4款療養給付費交付金、8ページから9ページ。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 5款前期高齢者交付金、8ページから9ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款道支出金、8ページから9ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款共同事業交付金、8ページから9ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 9款繰入金、8ページから9ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款繰越金、8ページから11ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 11款諸収入、10ページから11ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第4号の質疑を終わります。

次に、承認第5号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、8ページから9ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1款後期高齢者医療保険料、6ページから7ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款繰入金、6ページから7ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 5款繰越金、6ページから7ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第5号の質疑を終わります。

次に、承認第6号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳出予算補正を省略して、歳出補正予算事項別明細書の2、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、4ページから7ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款地域支援事業費、8ページから11ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第6号の質疑を終わります。

これより、一括上程した承認4件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度遠軽町一般会計補正予算第10号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第6号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度遠軽町介護保険特別会計補正予算第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと求めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎日程第15 諮問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員梅原るみ子氏が平成23年9月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町白滝239番地3。氏名、梅原るみ子。生年月日、昭和26年4月9日で

《平成23年6月14日》

あります。

梅原るみ子氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第16 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

1としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、札幌市豊平区豊平7条8丁目2番22、伊藤緑様から、まちづくり振興資金といたしまして100万円、網走市新町1丁目6番地9、早川泰壽様から、社会福祉振興資金といたしまして100万円、遠軽町栄野43番地、平吹博司様から、まちづくり振興資金といたしまして30万円の御寄附をいただいたものであります。

2としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町大通南3丁目1番地、株式会社岡田印刷様から、まちづくり振興資金といたしまして100万円、湧別町中湧別南町929番地1、株式会社渡辺組様から、奨学資金貸付資金といたしまして300万円、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組様から、地域人材育成資金といたしまして300万円の御寄附をいただいたものであります。

以上6件の個人、法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく、提案するものであります。

《平成23年6月14日》

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第17 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第2号遠軽町社会教育中期計画策定委員会条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村社会教育課長。

○社会教育課長（中村哲男君） 議案第2号遠軽町社会教育中期計画策定委員会条例につきまして御説明をいたします。

この条例は、社会教育中期計画策定に係る調査、審議を行うため、地方自治法第138条の4第3項に規定されております執行機関の附属機関である委員会を設置するため、別紙のとおり制定するものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

この条例は、第1条から第9条までの9条立ての条例となっておりまして、他の標準的な委員会の設置条例と同様の内容となっております。

それでは、本文を御説明いたします。

遠軽町社会教育中期計画策定委員会条例。

第1条の設置につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定による策定委員会の設置を規定するものであります。

第2条の所掌事務につきましては、教育委員会の諮問に応じ、審議、調査等を行い、答申することを規定するものであります。

第3条の組織につきましては、策定委員会の委員の数を22人以内とし、委員の委嘱について規定するものであります。

第4条の任期につきましては、策定委員会の委員の任期及び解職を規定するものであります。

第5条の委員長及び副委員長につきましては、策定委員会の委員長及び副委員長の決定方法を規定するとともに、その職務等を規定するものであります。

《平成23年6月14日》

第6条の会議につきましては、策定委員会の会議の招集、会議の開催、議事の決定及び会議の公開等を規定するものであります。

第7条の部会につきましては、策定委員会に必要な部会を置くことができる旨、及び組織編成等を規定するものであります。

第8条の庶務につきましては、策定委員会の庶務について、社会教育課で行うことを規定するものであります。

第9条の委任につきましては、この条例に定めのない運営事項を行う場合の決定方法を規定するものであります。

附則につきましては、施行期日を規定するものでありまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号の遠軽町社会教育中期計画策定委員会条例の制定については、なお審査の必要があると思われますので、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第18 議案第3号及び日程第19 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第3号遠軽町税条例の一部改正について、日程第19 議案第4号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について、以上2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より提出者の説明を求めます。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木光男君） 議案第3号遠軽町税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資

《平成23年6月14日》

料に基づき説明いたしますので、別紙の3ページの次にあります遠軽町税条例改正資料をお開き願います。

今回の改正は、東日本大震災の被災者に対する特例措置を附則に追加するものであります。

アは、雑損控除の特例であります。震災で受けた住宅、家財などの損害は、平成22年分の所得から雑損控除できるというものであります。

なお、表中、右端の適用年月日欄には、それぞれ条ごとに適用日を記載してありますので御参照願います。

イは、住宅借入金等特別控除の特例であります。住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が震災により住むことができなくなった場合でも、控除対象の残りの期間について、引き続き控除が受けられるものであります。

ウは、固定資産税の特例であります。震災により滅失、損壊した家屋の敷地となっていた土地は、申告することにより、引き続き住宅用地として軽減されるものであります。

これらア、イ、ウについて、現時点で、本町での該当はございません。

次に、前のページの3ページに戻りまして、附則の施行期日について説明いたします。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は平成23年4月27日から適用するものでありますが、ただし書きの中で、一部規定については平成24年1月1日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料に基づき説明いたしますので、次のページにあります遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

アは、課税限度額を引き上げるものです。医療給付費分を現行50万円から1万円アップし51万円に、後期高齢者支援金分を現行13万円から1万円アップし14万円に、介護納付金分を現行10万円から2万円アップし12万円に、それぞれ変更するものであります。限度額合計では、73万円から4万円アップし77万円になっております。

イは、国民健康保険税の減額についてでありまして、限度額改正に伴う規定の整備であります。

次に、前のページに戻りまして、附則の施行期日について説明いたします。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成23年4月1日から適用するものであります。

《平成23年6月14日》

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。  
質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第3号遠軽町税条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件の採決を行います。

採決は、上程の順より各議案ごとに行います。

これより、議案第3号遠軽町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

2時10分まで暫時休憩します。

午後 1時57分 休憩

---

午後 2時12分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第20 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第6号遠軽町体育館条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

工藤社会体育課長。

○社会体育課長（工藤重雄君） 議案第6号遠軽町体育館条例等の一部改正につきまして

御説明いたします。

遠軽町体育館条例等の一部を改正する条例は、体育施設等の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、遠軽町体育館条例、遠軽町体育施設条例、遠軽町コミュニティセンター条例、遠軽町青少年会館条例の一部改正を一括して4条立ての1本の条例改正として行うものであります。

それでは、次のページの別紙をお開き願います。

遠軽町体育館条例等の一部を改正する条例でございます。

この条例の内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりまして御説明いたします。参考資料1ページをお開き願います。

遠軽町体育館条例の一部改正でございます。

第3条としまして、指定管理者による管理についての規定を新たに加えるものでありまして、第1項は体育館の管理を指定管理者に行わせることができる根拠について規定しているものであります。

第2項は、体育館の休館日及び開館時間について、教育委員会の承認を得て変更することができる規定であります。

第3項は、この条例の規定の中で「教育委員会」とあるのを「指定管理者」と、「使用料」とあるのを「利用料」と読みかえる規定であります。

第4項は、指定管理者が行うこととされた前に行った許可申請は、指定管理者に行った許可申請とみなす規定であります。

第5項は、指定管理者が管理を行うこととされた前に使用許可を受けた場合は、指定管理者に使用許可を受けたものとみなす規定であります。

次に、第4条としまして、指定管理者の業務についての規定を第1号から第5号までに定め、新たに加えるものであります。

次に、第3条から次のページの第10条までについては、文言の一部改正を含め、それぞれ2条ずつ繰り下げるものであります。

第11条につきましては、使用料の規定でありまして、第1項については使用料の額を規定するものであります。

第2項は、使用料を指定管理者が収受できる規定であります。

第3項は、使用料の額を教育委員会の承認を得て定めることができる規定でありまして、同条を第13条とするものであります。

第12条から次のページの第18条までをそれぞれ2条ずつ繰り下げるものであります。

次に、別表第1から別表第7までの規定中、関係条例が繰り下がった部分について、第11条関係を第13条関係に改めるものであります。

以上が、遠軽町体育館条例の一部改正でございます。

なお、以下の遠軽町体育施設条例、遠軽町コミュニティセンター条例及び遠軽町青少年

《平成23年6月14日》

会館条例の一部改正につきましても、同様の改正になってございます。

それでは、4ページをお開き願います。

遠軽町体育施設条例の一部改正でございます。

第3条としまして指定管理者による管理についての規定を、第4条としまして指定管理者の業務についての規定を新たに加えるものであります。

次に、第3条から次のページの第9条までは、文言の一部改正を含め、それぞれ2条ずつ繰り下げるものであります。

次に、第10条につきましては、使用料についての規定を第3項まで規定し、同条を第12条とするものであります。

次に、第11条から次のページの第18条までをそれぞれ2条ずつ繰り下げるものであります。

次に、別表第2から別表第15までの規定中、第10条関係を第12条関係に改めるものであります。

以上が、遠軽町体育施設条例の一部改正でございます。

それでは、7ページをお開き願います。

遠軽町コミュニティセンター条例の一部改正でございます。

第3条としまして指定管理者による管理についての規定を、第4条としまして指定管理者の業務についての規定を新たに加えるものであります。

次に、第3条から次のページの第9条までは、文言の一部改正を含め、それぞれ2条ずつ繰り下げるものであります。

次に、第10条につきましては、使用料についての規定を第3項まで規定し、同条を第12条とするものであります。

次に、第11条から次のページの第17条までをそれぞれ2条ずつ繰り下げるものであります。

次に、別表第1及び別表第2の規定中、第10条関係を第12条関係に改めるものであります。

以上が、遠軽町コミュニティセンター条例の一部改正でございます。

それでは、10ページをお開き願います。

遠軽町青少年会館条例の一部改正でございます。

第3条としまして指定管理者による管理についての規定を、第4条としまして指定管理者の業務についての規定を新たに加えるものであります。

次に、第3条から次のページの第9条までは、文言の一部改正を含め、それぞれ2条ずつ繰り下げるものであります。

次に、第10条につきましては、使用料についての規定を第3項まで規定し、同条を第12条とするものであります。

次に、第11条から次のページの第18条までをそれぞれ2条ずつ繰り下げるものであ

《平成23年6月14日》

ります。

次に、別表の規定中、第10条関係を第12条関係に改めるものであります。

以上が、遠軽町青少年会館条例の一部改正でございます。

以上で、参考資料の説明を終わります。

別紙の6ページに戻りまして、附則であります、第1項で施行期日を規定するもの  
でございます。第2項で経過措置を規定するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町体育館条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第21 議案第5号から日程第23 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第21 議案第5号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正  
について、日程第22 議案第7号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）、日  
程第23 議案第8号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以  
上議案3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より提出者の説明を求めます。

中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 議案第5号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正につ  
いて御説明いたします。

遠軽丸瀬布線の運行区間を延長することにより、利用者の利便性の確保と利用促進を  
図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正につきましては、公共交通に支障を来していました丸瀬布水谷町、丸瀬布西  
町及び丸瀬布中町への公営バス運行により、高齢者などの交通弱者を含む地域住民の利  
用しやすいバス路線網を確保することを目的として、遠軽丸瀬布線の運行区間を延長す  
るものでございます。また、他の条例等との整合を図るため、条例改正に合わせて文言の一部  
を整理するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町公営バスに関する条例の一部を改正する条例。

遠軽町公営バスに関する条例の一部を次のように改正する。

《平成23年6月14日》

別紙内容を省略いたしまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料1ページをごらん願います。

第3条につきましては、同条の見出し、「運行の区間及び距離」を「運行区間等」に改め、同条中「運行区間及びキロ程」を「路線名、運行区間及び距離」に、同条の表も欄の区切りを同様に改めるとともに、路線名、運行区間の文言の整理と、路線名、遠軽丸瀬布線の終点を遠軽町丸瀬布水谷町162番地までとし、距離を24.9キロメートルに改めるものであります。

第4条第2項第1号につきましては、「社名湧線」の文言を整理するため改めるものであります。

別表第1は、社名湧線利用料金表の「社名湧線」、及び次のページの表中「社名湧」の文言を整理するため改めるものでございます。

別表第1の3は、丸瀬布上武利線の利用料金表でありまして、表中「丸瀬布（駅前）」を「丸瀬布駅前」に、「厚生病院前」を「丸瀬布厚生病院」にそれぞれ文言を整理するため改めるものでございます。

別表第1の4は、遠軽丸瀬布線利用料金表でありまして、現行停留所の丸瀬布小学校から丸瀬布厚生病院までの区間に運行経路を延長することなどから、別紙のとおり改めるものでございます。

別表第4は、社名湧線停留所の名称及び位置の「社名湧」及び表中の名称及び位置の文言を整理するため改めるものでございます。

別表第4の3は、丸瀬布上武利線停留所の名称及び位置であります。現行名称及び地番に合わせ、表中「丸瀬布（駅前）」を「丸瀬布駅前」に、「厚生病院前 遠軽町丸瀬布新町274番地地先」を「丸瀬布厚生病院 遠軽町丸瀬布新町274番地1地先」に改めるものです。

別表第4の4は、遠軽丸瀬布線停留所の名称及び位置でありまして、経路の延長に伴い、現行表中、丸瀬布の項から丸瀬布公営住宅までの5つの項を、水谷町の項から丸瀬布駅前までの9つの項にそれぞれ改めるものでございます。

別紙に戻り、附則といたしまして、この条例は、平成23年8月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第7号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,619万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4,819万2,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたしま

す。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に382万6,000円を追加し、総額を9億2,162万7,000円とするものであります。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に979万円追加、3項委託金に46万9,000円追加し、総額を4億9,721万円とするものであります。

17款寄附金につきましては、456万円を追加し、総額を459万円とするものであります。1項同額であります。

18款繰入金につきましては、6万円を追加し、総額を7,522万5,000円とするものであります。1項同額であります。

19款繰越金につきましては、718万7,000円を追加し、総額を5,718万7,000円とするものであります。1項同額であります。

20款諸収入につきましては、5項雑入に30万円を追加し、総額を1億2,401万1,000円とするものであります。

これによりまして、歳入合計、133億2,200万円に2,619万2,000円を追加し、総額を133億4,819万2,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に533万9,000円を追加し、総額を30億3,315万9,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に20万円を追加し、総額を22億4,030万9,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に30万円を追加し、総額を10億2,450万3,000円とするものであります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に419万円追加、2項林業費に760万円追加し、総額を3億6,716万2,000円とするものであります。

8款土木費につきましては、6項住宅費に850万3,000円を追加し、総額を18億4,920万5,000円とするものであります。

10款教育費につきましては、2項小学校費に2万円追加、3項中学校費に4万円追加し、総額を10億6,916万1,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計、133億2,200万円に2,619万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の133億4,819万2,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

3、歳出。

《平成23年6月14日》

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費40万5,000円につきましては、東日本大震災で被災した地域住民に対し、オホーツク総合振興局と管内18市町村が一丸となって支援するオホーツク絆プロジェクトにより、管内特産品を支援物資として被災地に届けるほか、被災地域住民の元気回復につながる支援を継続して実施するため、職員派遣に係る普通旅費の追加であります。

8目交通対策費、町営バス運行事業37万4,000円につきましては、本年8月1日から運行予定の遠軽丸瀬布線運行区間の延長に伴う経費でありまして、内訳として、時刻表及び表記板変更に係る消耗品費、路線延長に係る燃料費、乗降案内の音声合成作成に係る手数料、人件費等の増に係る町営バス運行委託料及び表記板支柱用コンクリートブロック購入に係る原材料費の追加であります。

15目基金運営費、基金運営事業456万円につきましては、指定寄附金10件によるまちづくり振興基金積立金の追加であります。

3款民生費1項社会福祉費5目社会福祉施設費、福祉センター管理事業20万円につきましては、福祉センター2階大ホールで使用しているワイヤレスマイクシステムの受信機能が経年劣化により受信不能となったため、ワイヤレスマイク、受信機などシステム一式更新に係る備品購入費の追加であります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、保健衛生一般経費30万円につきましては、地域づくり職員セミナー講師謝礼金でありまして、昨年まで、保健医療福祉担当職員が自主学習として自己負担で講師を招くなど研修を行ってきたところではありますが、今年度は、新たに北海道市町村振興協会の支援を受け、職員研修として広く参加を呼びかけるとともに、近隣自治体や関係機関にも参加を呼びかけて開催するものであります。財源は全額雑入に計上しております。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業振興一般経費22万円につきましては、農業者戸別所得補償制度推進事業補助金でありまして、本年4月に設立した遠軽町農業再生協議会が事業主体となって推進活動を行うための旅費、消耗品に係る補助金であります。財源は全額道支出金であります。

4目畜産業費、家畜防疫対策事業197万円につきましては、家畜防疫推進事業補助金の追加でありまして、遠軽町家畜自衛防疫組合が口蹄疫対策のため、畜産関係車両等の高度な消毒ができる消毒機器整備に係る補助金であります。財源は全額道支出金であります。

5目農地費、用排水路整備事業200万円につきましては、中央幹線排水路流量調査業務委託料でありまして、大雨などによる中央幹線排水路の水位上昇により流末の東町周辺住民が抱えている住宅地浸水の危険解消については、従前から町が主体となって関係機関と協議を重ねておりましたが、このほど網走建設管理部が町の要請を受けて、平成24年度に計画の中の生田原川河川改修工事に合わせて河川に排水工の設置を検討していることから、町が中央幹線排水路の流域を含めた地域現況の把握と浸水被害の緩和に向けた調査を

《平成23年6月14日》

行い、排水工の規模確定に必要となる中央幹線排水路の流量配分を決定するものであります。

2項林業費1目林業振興費、林業振興一般経費760万円につきましては、林業・木材産業構造改革事業補助金でありまして、協業生産による素材生産の向上に向け、伐木造林作業の効率化と低コスト化を図るため、高性能作業機械であるハーベスター導入に係る補助金であります。財源は全額道支出金であります。

8款土木費6項住宅費2目住宅建設費、町営住宅建設事業850万3,000円につきましては、生田原安国地域の栄行団地公営住宅設計業務委託料でありまして、当初予算において財源である地域住宅交付金事業の削減が見込まれたことから、予算計上を見送っていましたが、国の内示により交付金事業の要求額が増額確保されたことから、木造平屋3棟12戸分の設計業務委託料を新たに計上するものであります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費は、財源の振りかえであります。

2項小学校費2目教育振興費、小学校備品購入事業2万円は、指定寄附金に係る小学校児童用図書購入費の追加であります。

3項中学校費2目教育振興費、中学校備品購入事業4万円は、指定寄附金に係る中学校生徒用図書購入費の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

14款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金382万6,000円につきましては、町営住宅建設事業に係る地域住宅交付金の追加であります。

15款道支出金2項道補助金5目農林水産業費道補助金1節農業費補助金219万円につきましては、農業振興一般経費に係る農業者戸別所得補償制度推進事業補助金22万円及び家畜防疫対策事業に係る消費・安全対策事業補助金197万円であります。2節林業費補助金760万円につきましては、林業振興一般経費に係る林業・木材産業構造改革事業補助金であります。

3項委託金4目教育費委託金46万9,000円につきましては、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金でありまして、平成22年度に引き続き、現教育相談員をスクールソーシャルワーカーとして活用し事業を推進するものであります。

なお、委託金は、現教育相談員の報酬、旅費に充当されることから、歳出予算の計上はございません。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金450万円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、南町1丁目、秦野静恵様から5万円、栄野、平吹博司様から30万円、宮前町、丸尾洋子様から3万円、社会福祉振興資金として、生田原、南川一男様から2万円、1条通北1丁目、阿部恵様から5万円、網走市、早川泰壽様から100万円、東町2丁目、大山由起美様から5万円、地域人材育成資金として、丸瀬布、株式会社管野組様か

《平成23年6月14日》

ら300万円。

3目ふるさと納税寄附金6万円の追加につきましては、ふるさと振興資金として、岩見沢市、池田将様から3万円、千葉県、三戸満昭様から3万円、指定寄附金がございましたので、寄附者の御意思に沿いまして予算措置をしたところであります。

18款繰入金1項基金繰入金2目まちづくり振興基金繰入金6万円につきましては、生田原小学校、生田原中学校及び安国中学校の図書購入に係る基金繰入金の追加であります。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金718万7,000円につきましては、前年度繰越金の追加であります。

20款諸収入5項雑入6目雑入30万円につきましては、地域づくり研修会開催に係る支援金であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 続きまして、議案第8号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を御説明いたします。

平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億621万4,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

11款諸収入につきましては、3項雑入に25万円を追加し、総額を56万1,000円とするものであります。

これによりまして、歳入合計、26億596万4,000円に25万円を追加し、総額を26億621万4,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

8款保健事業費につきましては、1項保健事業費に25万円を追加し、総額を1,952万2,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計、26億596万4,000円に25万円を追加し、総額を26億621万4,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

《平成23年6月14日》

8 款保健事業費 1 項保健事業費 1 目疾病予防費 2 5 万円につきましては、ノルディックウォーキング講習会の 4 地域での実施に伴う講師 2 名分の謝礼金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6 ページをお開き願います。

2、歳入。

1 1 款諸収入 3 項雑入 6 目雑入 2 5 万円につきましては、北海道健康づくり財団の健康づくり推進地域支援事業交付金の確定に伴う追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案 3 件の質疑を行います。

質疑は、各議案ごとに行います。

これより、議案第 5 号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 5 号の質疑を終わります。

次に、議案第 7 号平成 2 3 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

質疑は、第 1 表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

2 款総務費、8 ページから 9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3 款民生費、1 0 ページから 1 1 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4 款衛生費、1 2 ページから 1 3 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6 款農林水産業費、1 4 ページから 1 7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8 款土木費、1 8 ページから 1 9 ページ。

石田議員。

○1 番（石田通行君） 1 9 ページの委託料 8 5 0 万 3, 0 0 0 円ございますが、これは公営住宅の木造平屋建て 3 棟 1 2 戸の設計委託料という説明でございます。所管の委員会でいろいろと聞きましたから、ここでは町長の考え方を聞きたいと思えます。

直近のものを見ましても、遠軽小学校の給食室、鉄筋コンクリート平屋建て、これも 1 0 0 %の委託にかけております。役場車庫、鉄骨平屋建て、これも 1 0 0 %の委託をかけています。今回、木造の公営住宅、8 5 0 万円ですから、1 棟およそ 3 0 0 万円弱の委託料でございます。なぜすべてが委託にかけられるのでしょうか。まず、町長の考え方をお聞きしたいです。

《平成 2 3 年 6 月 1 4 日》

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時45分 休憩

---

午後 2時46分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 設計についての委託、職員がやらないで、なぜ委託に出すのかという御質問の趣旨かと思えます。

これにつきましては、予算を組むときにいろいろ査定した中で、ここに出ている850万3,000円と申しますのは、3棟12戸分のすべてが民間に委託しているものではなくて、おおむね0.6程度で、残りの0.4は職員のほうがかかわってやっていくというようなことになっておりまして、それにつきましては、現有職員のほかのもろもろ仕事がございますけれども、そういったものを年間通した中で勘案して、この分を設計委託に回すという判断をしたところでございますけれども、これからにつきましても、可能な限り、職員が実施するというふうにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 町長の考え方はわかりました。それで、0.4、0.6というのは、委員会でそのような説明はなかったのですけれども、0.6って何ですか。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課参事。

○建設課参事（山本善宏君） 委員会におきましては、単にできるかできないかということで、できないというお答えをしているわけですが、できないという意味には、まず人力的な問題、あるいは、近年、非常に高度化している傾向がございます。かつては道内で自前で設計していた自治体もあるわけですが、ここ最近では、そうした自治体はないという状況でございます。

先ほど、町長が申しました数字でございますけれども、これを自前で全部設計した場合の人工数という、今の委託料は積み上げになっておりまして、人工数がまず出てまいります。今回の場合、274人工ということで、このうちの依頼度というのが従前からあったわけですが、……（石田議員より「ちょっと聞こえない。」と発言あり）依頼度という積算の係数がございます。まず、設計の全業務のうち、資料を調べ、整理し、まとめ上げていくと。結果として出てくるのが図面ということになるわけですが、そこに至るまでの人工数の積み上げですね、これが今回は274人工となっております。このうち、依頼度という考え方で、町がどの程度かわるかという部分を積み上げていく。それを差し引いた額が委託料ということになっております。その率が今回、おおむね6割になっているということでございます。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） 言っていることが全然わからないのです、それ。町で何をするのと聞いているのですよ、0.6というのは。町の職員が何をして、あと残った分は何を委託にかけるのですかと、こう聞いているのですよ。

そういう説明、委員会ではなかったです。公営住宅、木造といえども、非常にいろいろと専門的なところがあるから委託にかけると、こういった説明です。なぜ木造もだめなのですかと、私、そう言いましたよね。違いますか。どこをどうするのですか、町の職員が担当するのですか。そして、何でそれ、0.6になるのですか、職員がやる場所。残った部分が何で850万3,000円もなるのですか。

ですから、町の職員がどういったことをやって、そして、どういったところを委託にかけるのだと。そして、4.6になるのだという説明してくださいよ。わからないでしょう。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課参事。

○建設課参事（山本善宏君） 積み上げの過程でございますけれども、大きく6項目に分かれておまして、まず、オーナーである町から、民間住宅でもそうですけれども、要求される建物の概要というものを設計サイドは押さえなければなりません。それに当たりまして、町側としては、これまで町が行ってきた事例、考え方、そういったものを提示する。また、提示するに当たっては、町としても今までの建設経過等を整理した上で条件を提示するという作業がございます。

また、実際、図面でいえば、構想段階でいろいろな計画図を作成したりしております。今回、基本設計等、委託しておりませんが、そういったものの図書の作成、あるいは考え方の整理、それから補助事業、交付金事業におけるさまざまな要求事項、これは近年ふえてきました優良住宅に要求される耐震ですとか、防音ですとか、熱環境ですとか、そういったものの求められる程度を町としてどこまで整理して要求するかという整理がまずございます。また、図面でいえば特例加算にかかわる図書、これについてはすべて町が作成しております。改めて積算し、申請に当たると。こういった図面は町がやっているということでございます。

また、法令上の諸条件、遠軽町として何をどこまで、どういうレベルで設計するか。例えば耐震であれば、各等級がございますので、自治体によっては2等級あるいは3等級、耐震レベルでございますけれども、町としてこういう考え方でいくという考え方の資料を整理するのも町の仕事でございます。

また、実施設計の方針としては、これも幾つかございますけれども、それぞれ細かく率を積み上げるようになっておりますけれども、総合検討ですとか、今言った基本事項の確定事項、そういったものは町が資料を整理し、提示し、それを受けてコンサル会社は資料をまとめ、検討を加え、町に提示すると。また、町はそれに対し、検討を加え、再度図面化に向けて作業を進めるというような工程になっております。

また、最終的に出てくる説明図書、これは積算数量であれ、もろもろ、機器の資料であ

れ、そういったものの取りまとめ、これについても提示されたものについて町が条件に合うかどうかの検収を行い、また、交付申請に向けて、町がさらにそれを精査した上で申請していくという流れになっております。

そうしたものを差し引いていくと、おおむね4割減になるということでございます。

また、公住に限らず、これまでも委託はいろいろございますけれども、丸投げという設計というのは基本的にないというふうに考えております。率は多少積み上げで変わりますが、6割前後でやはり委託されているというのが従前の設計委託の考え方でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） それでは、10款教育費、20ページから25ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 15款道支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 17款寄附金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 18款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 19款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 20款諸収入、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

8款保健事業費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

11款諸収入、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

《平成23年6月14日》

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順より各議案ごとに行います。

これより、議案第5号遠軽町公営バスに関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休会の議決

○議長(前田篤秀君) お諮りします。

6月15日は、祭典行事のため休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、6月15日は、休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎延会の議決

○議長(前田篤秀君) お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎延会宣告

《平成23年6月14日》

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会といたします。

午後 2時58分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前	田	篤	秀
署	名	林	照	輝	
署	名	奥	田	稔	

《平成23年6月14日》